

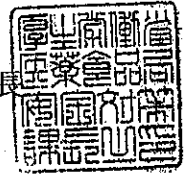


広島県収受	
第	号
4,5,14	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬食安発 0510 第 1 号
平成 24 年 5 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組み合わせ医療機器を含む。以下同じ。）については、添付文書又は取扱い説明書における注意事項に従い、正しく使用する必要があります。

この度、家庭用電気マッサージ器の誤った使用（ローラー部の布カバーが外れた状態での使用）により、衣服がローラー部に巻き込まれ窒息死した事例が判明しました（別添1参照）。家庭用電気マッサージ器の誤った使用による窒息死については、これまでも適正使用の徹底について注意喚起を図ってきましたが、一般消費者が使用するものであり、広く情報を提供することが重要です。

つきましては、家庭用電気マッサージ器の適正な使用について、各都道府県の広報誌等に掲載するなど、利用者への周知方ご協力をお願いします。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、別添2のとおり情報を掲載するとともに、別添3のとおり関係団体にも情報提供の徹底を依頼しましたので、参考としてください。

